

◇経営全般に関する支援◇

鹿児島市 中小企業融資制度

【鹿児島市産業支援課】 山下町11-1市役所みなと大通り別館5階 MAP① TEL216-1324 開庁は8:45~16:30

◇鹿児島市主な申込要件

※取扱金融機関の取引停止処分や保証協会の保証付融資に延滞・求償権のある方は利用できません。

- (1) 市内に住所(法人の場合:商業登記簿上での本店)があること
- (2) 市内に事業所(事業の拠点となる本店、支店、事務所)があること
- (3) 市内で同一事業を継続して6月以上(資金によっては1年以上)営んでいること
※創業支援資金はこれまで事業を営んでいない方や事業実績が1年未満の方が対象
※街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。
※許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がされていること
- (4) 納期の到来している市税を完納していること(申込者・連帯保証人)
- (5) 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- (6) 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

◇融資の申込先は、下記の取扱金融機関です。

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、
鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、
宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫

■主な資金

【運:運転資金 設:設備資金】

資金名/対象者	融資限度額	融資利率	補助後の信用保証料率
産業振興資金	運・設 3,000万円	年1.95%~2.55%	年0.23%~1.30% (年0.15%~1.10%) ※1、※3
事業振興等に資金が必要な方			
特別小口資金	運・設 2,000万円 (小規模企業 支援資金は既 存の保証残高 との合計で 2,000万円 の範囲内)		年0.26% (年0.24%)※2、※3
次の①~③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者 (表紙記載) ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方			
小規模企業支援資金			年0.20%~0.88% ※3
表紙記載の小規模企業者			
新事業展開支援資金	① 運・設 1,200万円 ②③④ 運・設 3,000万円		①② 年0.15%~0.64% (年0.12%~0.48%) ※4 ③ 年0.15%~0.64% ④ 年0.09%~0.38%
同一事業を1年以上営み、次の①~④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方(移転や増設・分社化を除く) ③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものを除く) ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者 (入賞年度を含め5年度以内の方が対象)			
街なかリノベーション推進資金	運・設 1,000万円	年1.85%~2.45%	
次の条件を全て満たす方 ①市内に住所と事業所を有する方(事業開始により市内に住所と事業所を有することとなる場合も対象) ②市主催の街なかリノベーション実践セミナー(対象:令和4年度~令和7年度)の修了者 ③市内の空き店舗等を活用して事業を行う方			
環境配慮促進資金	運・設 3,000万円		年0.09%~0.38%
次の①~④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方			
ICT活用促進資金			
同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方			

※1 設備資金として利用する場合。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用

※2 NPO法人が利用する場合に適用。信用保証料率は0.60%

※3 かごしまSDGs推進パートナーの登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。(登録証の写しが必要)

※4 本市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合に適用(市が発行する証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは令和4年度から令和7年度以内が対象)。